

平成 30 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・延長）

（経済産業省中小企業庁事業環境部財務課）

制 度 名	事業承継税制の見直し								
税 目	相続税（租税特別措置法第 70 条の 7 の 2、第 70 条の 7 の 3、第 70 条の 7 の 4、租税特別措置法施行令第 40 条の 8 の 2、第 40 条の 8 の 3、租税特別措置法施行規則第 23 条の 10、第 23 条の 11、第 23 条の 12）、贈与税（租税特別措置法第 70 条の 7、租税特別措置法施行令第 40 条の 8、租税特別措置法施行規則第 23 条の 9）								
要 望 の 内 容	<p>中小企業経営者の高齢化が進んでおり、今後 5 年間で 30 万人以上の経営者が 70 歳（平均引退年齢）に達するにも関わらず、半数以上が事業承継の準備を追えていない。現状を放置すると中小企業の廃業の増加により地域経済に深刻な打撃を与える恐れ。</p> <p>このような現状を踏まえ、以下の要件等、あらゆる要件を見直すことを含め、事業承継税制を抜本的に拡充する。</p> <p>①雇用要件 ②納税猶予制度 ③対象となる発行済議決権株式総数の上限 ④対象者</p> <table border="1" data-bbox="874 1088 1489 1254"> <tr> <td data-bbox="874 1088 1193 1144">平年度の減収見込額</td> <td data-bbox="1193 1088 1489 1144">精査中 百万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 1144 1193 1200">(制度自体の減収額)</td> <td data-bbox="1193 1144 1489 1200">(40,000 百万円)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 1200 1193 1254">(改正増減収額)</td> <td data-bbox="1193 1200 1489 1254">(— 百万円)</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	精査中 百万円	(制度自体の減収額)	(40,000 百万円)	(改正増減収額)	(— 百万円)
平年度の減収見込額	精査中 百万円								
(制度自体の減収額)	(40,000 百万円)								
(改正増減収額)	(— 百万円)								

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

経営承継の一層の円滑化により経営者の高齢化や後継者不足を原因とした廃業を減少させることで、技術力やサービス等を含む優良な経営資源を有する中小企業の事業の継続に繋げ、ひいては地域経済の活力維持・発展を実現する。

(2) 施策の必要性

中小企業経営者の高齢化が進んでおり、今後5年間で30万人以上の経営者が70歳（平均引退年齢）に達するにも関わらず、半数以上が事業承継の準備を追っていない。現状を放置すると中小企業の廃業の増加により地域経済に深刻な打撃を与える恐れ。

事業承継の円滑な実施は、事業が継続されることによる雇用の維持に加え、休廃業企業のうち一定数は経常利益が黒字であること、経営者の年齢が若いと売上高が増加する傾向があることも踏まえると、地域経済の維持・活力向上の観点でも極めて重要。

そのため、税負担の軽減や、適用者に対する雇用継続、事業継続等の各種要件を見直し、中小企業経営者の事業承継をより一層後押しすることにより、事業の継続・発展を通じた地域経済・雇用の維持・活性化を図る。

【参考1】中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成27年8月7日）（抜粋）

相続税及び贈与税の納税猶予制度については、本年一月の適用要件緩和後における中小企業者及び関係者の評価を踏まえつつ不断の検証を行うとともに、必要に応じて更に適用要件を変更する等の措置を講ずること。

【参考2】未来投資戦略2017－Society5.0の実現に向けた改革－（抜粋）

成長資金の供給、人材・ノウハウの活用

（残された課題）

・人材不足により、新事業展開や需要増、多様化するニーズへの対応などに対応し切れない。経営者の高齢化により、円滑な事業承継は喫緊の課題である。

（主な取組）

＜中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業＞

・今後5年程度を事業承継の集中実施期間とし、早期・計画的な事業承継準備（プレ支援）、事業承継を契機とした後継者等による経営革新等への支援（ポスト支援）を行う。分かりやすい事業承継診断手法を導入する。

・多様な人材の確保や創業等につながる副業・兼業を推進するため地域におけるモデル事例を創出する

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-2. 事業環境整備
		政策の達成目標	相続税・贈与税が負担となり円滑な事業承継に取り組めていない中小企業経営者について、税負担の軽減により円滑かつ早期の事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた地域経済・雇用の維持・活性化を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間は延長期間	期限の定めのない措置
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
	政策目標の達成状況	適用者には、5年間の雇用確保をはじめとする事業継続要件等が課されており、これらは政策目的である雇用確保等に直接寄与するもの。実際に制度創設以来8年間で認定企業は1,969件、その従業員数が計約98,764人となっており、政策目的である雇用確保を一定程度実現している。	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	精査中。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	精査中。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	【事業承継関連税制】 ・小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例（租特法69条の4） ・相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例（租特法9条の7）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	<法律> ・経営承継円滑化法（平成29年3月末現在） 遺留分に関する民法特例 140件 金融支援①（信用保証制度）26件 金融支援②（日本政策公庫）103件 <予算措置> ・創業・事業承継支援事業（平成29年度予算額11.0億円のうち数） ・中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業（平成29年度予算額61.1億円） <財投> ・事業承継・集約・活性化資金 （日本政策金融公庫） 中小企業事業 137件 国民生活事業 279件

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>事業承継円滑化のための総合的支援策として、上記の予算措置等を講じている。このような総合的な支援を行うことにより、親族内承継・親族外承継、個人事業形態・会社形態、相続税負担の有無等にかかわらず、事業承継全般の支援が可能となる。</p>																					
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>税負担及び適用者に対する各種要件が課題となり、事業承継税制の活用が進んでいないことから、制度運用上の諸課題を見直すことによって、制度の活用が促進されるなど、事業承継の円滑化が一層図られる。</p>																					
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p><平成28年> ①相続税の納税猶予適用の前提となる認定：198件（推定） ②贈与税の納税猶予適用の前提となる認定：237件 （事象発生期間：平成28年1月1日～平成28年12月31日） ※相続税については、推計の99件を含む</p> <p><平成27年> ①相続税の納税猶予適用の前提となる認定：243件 ②贈与税の納税猶予適用の前提となる認定：274件 （事象発生期間：平成27年1月1日～平成27年12月31日）</p> <p><平成26年> ①相続税の納税猶予適用の前提となる認定：151件 ②贈与税の納税猶予適用の前提となる認定：47件 （事象発生期間：平成26年1月1日～平成26年12月31日）</p> <p>（参考）相続税の納税猶予適用額（出所：国税庁）</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="549 1182 1347 1285"> <thead> <tr> <th></th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> <th>H27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相続税</td> <td>4,086</td> <td>2,227</td> <td>6,693</td> <td>6,700</td> <td>6,413</td> <td>14,813</td> </tr> <tr> <td>贈与税</td> <td>5,579</td> <td>7,654</td> <td>4,485</td> <td>4,754</td> <td>4,941</td> <td>26,567</td> </tr> </tbody> </table>		H22	H23	H24	H25	H26	H27	相続税	4,086	2,227	6,693	6,700	6,413	14,813	贈与税	5,579	7,654	4,485	4,754	4,941	26,567
			H22	H23	H24	H25	H26	H27																
		相続税	4,086	2,227	6,693	6,700	6,413	14,813																
		贈与税	5,579	7,654	4,485	4,754	4,941	26,567																
		<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>																					
<p>租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>検討中</p>																							
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>相続税を含めた課税負担の問題によって事業活動の継続に支障を来している中小企業について、円滑な事業承継を実現させ、事業の継続・発展を通じた雇用の確保や経済活性化を図る。</p>																							
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>																							

これまでの 要望経緯	平成14年度改正	取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の創設
	平成15年度改正	取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の要件緩和、相続時精算課税制度への適用
	平成16年度改正	取引相場のない株式等に対する相続税の課税価格の軽減措置の対象価額上限の引き上げ
	平成18年度改正	物納手続の改善
	平成19年度改正	種類株式の評価の明確化、特定同族株式に係る相続時精算課税の特例の創設
	平成20年度改正	平成21年度改正において「取引相場のない株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度」を創設することを決定（税制改正大綱）
	平成21年度改正	平成20年度税制改正大綱を受け、非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の創設
	平成22年度改正	相続税・贈与税の納税猶予制度について、特別外国子会社に係る認定要件の明確化、納税猶予税額の計算方法の見直し等
	平成23年度改正	相続税・贈与税の納税猶予制度について、風俗営業会社等に係る特別子会社の要件の見直し等
	平成25年度改正	親族外承継の対象化、雇用の5年継続要件の見直し、贈与時の役員退任要件を代表者退任要件に変更等
	平成27年度改正	猶予継続贈与による免除規定の設置
平成29年度改正	雇用要件の見直し、災害特例の創設、相続時精算課税との併用、切替確認時の中小企業要件の見直し等	